

別海町議会会議録

第1号（令和4年5月18日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第36号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第37号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第38号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第39号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第40号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第41号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第35号 | 令和4年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第42号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について（一般会計補正予算（第10号）） |
| 日程第13 | 報告第 2号 | 専決処分の報告について（グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事） |
| 日程第14 | 報告第 3号 | 専決処分の報告について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟）） |
| 日程第15 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償） |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第36号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第37号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 6 議案第 38 号 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 39 号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 40 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 41 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 35 号 令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 42 号 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（一般会計補正予算（第 10 号））
- 日程第 13 報告第 2 号 専決処分の報告について（グリーンハイツ長寿寿命化改修建築主体工事）
- 日程第 14 報告第 3 号 専決処分の報告について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2 号棟））
- 日程第 15 報告第 4 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償）

○出席議員（15 名）

1 番 宮 越 正 人	2 番 横 田 保 江
3 番 田 村 秀 男	4 番 小 椋 哲 也
5 番 外 山 浩 司	6 番 大 内 省 吾
7 番 木 嶋 悦 寛	9 番 今 西 和 雄
10 番 小 林 敏 之	11 番 瀧 川 榮 子
12 番 松 原 政 勝	13 番 中 村 忠 士
14 番 佐 藤 初 雄	副議長 15 番 戸 田 憲 悦
議 長 16 番 西 原 浩	

○欠席議員（1 名）

8 番 松 壽 孝 雄

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三	教 育 長 登 藤 和 哉
総 務 部 長 浦 山 吉 人	福 祉 部 長 今 野 健 一
産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則	建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成
教 育 部 長 山 田 一 志	会 計 管 理 者 中 村 公 一
病 院 事 務 長 三 戸 俊 人	農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 宏
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 伊 藤 輝 幸	総 務 部 次 長 伊 藤 輝 幸
福 祉 部 次 長 入 倉 伸 顕	福 祉 部 次 長 干 場 み ゆ き
産 業 振 興 部 次 長 佐 々 木 栄 典	教 育 部 次 長 宮 本 栄 一
生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 新 堀 光 行	総 務 課 長 伊 藤 輝 幸
総 合 政 策 課 長 寺 尾 真 太 郎	財 政 課 長 角 川 具 哉

税務課長 竹中利哉
西春別支所長他 小村 茂
福祉課長 干場 みゆき
町民課長 皆川 学
農政課長 小野武史
建築住宅課長 川畑智明
指導参事 吉光寺勝己
学校教育課長他 池田卓也
総合政策課主幹 橋本達也
税務課主査 伊藤武史

防災交通課長 麻郷地 聡
尾岱沼支所長他 大坂恒夫
介護支援課長 高橋勇樹
市民保健センター 親子健康センター長 入倉伸顕
管理課長 松田勝広
事業課長 外石昭博
学務・スポーツ課長他 宮本栄一
生涯学習課長他 福原義人
総務課主査 武田聖士
学務・スポーツ課主査 大山晋作

○議会事務局出席職員

事務局長 干場 富夫 主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

10番 小林敏之
12番 松原政勝

11番 瀧川栄子

◎開会宣言

○議長（西原 浩君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者並びに事務局の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクの着用をお願いいたします。

ただいまから令和4年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は8番松壽議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

10番小林議員。

○10番（小林敏之君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川栄子君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第3 町長から挨拶及び提出議案の概要について説明があります。

町長。

○町長（曾根興三君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第2回の町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議会の開会に当たりまして、コロナに関する事業2件の報告と、議案の概要を申し上げ

ます。

既に、町ホームページ等でお伝えし、また新聞報道等もされているところでございますけれども、初めに別海病院、これにおける新型コロナウイルス院内クラスターの発生について、経過を御報告申し上げます。

5月の6日、町立別海病院内科病棟に勤務する職員の新型コロナウイルス感染が確認されました。

当該職員は5月5日に症状があり、陽性が判明したものです。

感染者が発生したことによりまして、5月6日から8日にかけて、内科病棟入院患者、医師、看護師等関係職員約60名の検査を実施しましたところ、7日に入院患者1名、8日にも入院患者1名の感染が確認され、2人ともコロナ専用病棟に転室の措置をとったところでした。

この段階では3人だったんですけども、併せて、院内での感染拡大を防ぐために、内科病棟への新規入院の原則休止、緊急性の少ない手術の延期など診療体制を縮小することといたしました。

その後、5月9日以降にも発熱等の症状にありますが入院患者と感染者と長時間にわたって接触のあった職員について、適宜検査を実施したところ、5月の10日に内科病棟に勤務する職員2名の感染が判明しました。

これで院内感染者が5名となりまして、北海道から院内クラスターと認定されまして、公表されることになったところでございます。

10日以降の状況については、濃厚接触者に相当する職員の勤務前検査を実施するとともに、内科病棟入院患者及び関係職員約60名の2回目の検査を中標津保健所の協力によりまして、5月の11日、12日の2日間にわたりまして行いまして、全て陰性であるとの検査結果を確認したところでございます。

今後、本日及び明日19日に、内科病棟入院患者及び関係職員の3回目の検査を行い、その結果をもって、クラスター解除について判断をしていただくことになっております。

町立別海病院では、これまでも院内感染については万全を期してまいりましたけれども、今回、このような事態となり、町民の皆様には御心配と御迷惑をおかけしておりますことを改めておわびを申し上げます。

今後とも、中標津保健所と連携を図りながら、さらなる感染対策を講じるとともに、早期のクラスター収束に向けて対処してまいりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナワクチンの追加接種についてでございます。

昨年12月23日から開始した新型ワクチン追加接種事業は、町立別海病院を会場に実施している集団接種によりまして、5月15日現在で73.8%の方が3回目の接種を終えており、おおむね計画どおり進んでいるところでございます。

集団接種については、これまでチラシ等でお伝えしているとおり、5月21日をもって終了し、6月以降は個別接種を実施してまいります。

また、4回目となる追加接種については、国から接種対象者等が示され接種体制を確保するよう各自治体に通知が発出されたことから、本町においても、これまでの接種時の体制を基本としまして、適切な時期に速やかに開始できるよう、町立別海病院と連携を図りながら、準備を進めてまいります。

今後、詳細が決まり次第、スケジュールなどの情報を町広報誌やホームページ等で周知

をしてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、本日臨時議会に提出いたしました議案等の概要について申し上げます。

提出した案件は、令和4年度一般会計補正予算のほか、条例の一部改正が7件、専決処分の承認が1件、専決処分の報告が3件でございます。

議案第35号令和4年度一般会計補正予算は、本年2月に、本年度における沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施、これの矢臼別演習場での実施が公表されたことを受けまして、特定防衛交付金の増額が見込まれることから、交付金充当予算事業の組替えに係る補正を行うほか、本臨時会に議案提出されている令和3年度人事院勧告に基づく給与条例等の改正による給与費等の減額補正を行うものでございます。

なお、特別会計及び企業会計に係る給与費等につきましては、今後の予算執行状況により、補正対応を行うことと考えております。

議案第36号から第41号の6件の条例の一部改正につきましては、いずれも、ただいま申し上げましたとおり、令和3年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じ、町議会議員、特別職、教育長及び一般職等の期末手当について、所要の改正を行うものでございます。

議案第42号別海町町税条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、商業地等の固定資産税の特例措置や個人町民税に関わる住宅ローン控除、これの特例の延長について定めるなど、所要の改正を行うものでございます。

承認第1号専決処分した事件の承認につきましては、令和3年度一般会計において、除雪事業経費に不足が生じたために、補正予算第10号について、令和4年3月17日付けで専決処分を行ったことから、議会に報告し承認を求めるものでございます。

報告第2号から第4号までの3件は、いずれも専決処分の報告についてですけれども、そのうち報告第2号及び第3号の2件は、本年3月定例会で議決をいただきました工事請負契約についてですけれども、契約内容の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について御報告をするものでございます。

これは、単価の改正が行われたということです。

続く、報告第4号は、和解及び損害賠償額の決定について行った専決処分の報告です。

令和4年2月7日に発生した職員の公用車による接触事故について、和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったことから、報告をさせていただくものでございます。

交通事故については、日々、みんなで注意し合うことを基本としておりますけれども、駐車場等でたまたま接触事故等が起きることがありましたので、早期に解決するために専決をいたしましたけれども、御理解をよろしく申し上げます。

議題の内容につきましては、この後、各担当課長から議案及び報告等の内容を説明させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶と議案の概要説明について、させていただきます。

どうぞ、審議等よろしくようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております議案第35号から議案第42号までの8件と承認第1号の合わせて9件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第42号までの8件と承認第1号の合わせて9件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第36号から日程第9 議案第41号

○議長(西原 浩君) 日程第4 議案第36号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5 議案第37号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6 議案第38号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7 議案第39号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8 議案第40号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9 議案第41号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての6件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○総務部次長(伊藤輝幸君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 総務部次長。

○総務部次長(伊藤輝幸君) はい。

それでは、議案第36号から議案第41号までの6件について、一括して内容を説明いたします。

まず初めに、昨年からの給与改正に関する経過について申し上げます。

昨年8月10日に、人事院が国に対し国家公務員の給与改定について、期末手当で0.15カ月引き下げる内容の勧告を行いました。

この勧告を受けて、通常であれば、11月中に国家公務員の給与を勧告どおりに改定することが閣議決定される予定でしたが、最終的には本年2月1日に閣議決定されました。

次に、今回の人事院勧告について御説明いたします。

勧告では、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の約1万2,000事業所の約45万人の民間従業員を対象に調査を実施しています。

まず、ボーナスについては、一昨年8月から昨年7月までの直近1年間の特別給の支給実績と公務の支給月数を比較した結果、民間の支給割合が4.32カ月であり、国家公務員の4.45カ月と比較すると、0.13カ月下回ったことから、0.15カ月分を引下げ、支給割合を4.30カ月としました。

令和3年度は、12月期の期末手当を引下げ、令和4年度は、6月期及び12月期の期末手当で各0.075月分を均等に引き下げることにしています。

通常であれば、令和3年12月期の期末手当から引下げを行うところでしたが、前段でも説明させていただいたとおり、閣議決定が遅れたことによって、令和3年12月期の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととなりました。

なお、月例給については、民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切

な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないこととなっております。

以上が、人事院勧告の内容となっております。

これら人事院勧告の内容を受けまして、職員組合の意見も聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った、所要の改正を行おうとするものです。

また、併せて別海町議会議員、特別職及び教育長並びに会計年度任用職員に支給する期末手当についても、人事院勧告に合わせ、支給率を100分の15引き下げる改正を行うものです。

なお、令和3年12月期の引下げに相当する額を、令和4年6月の期末手当から減額する調整については、議会議員、特別職及び教育長については行うこととしますが、会計年度任用職員については、職の性質上、1会計年度での任用であることを踏まえ、行わないことといたします。

それでは、議案の説明をいたします。

議案の2ページをお開きください。

議案第36号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

改正項目は期末手当、改正内容は期末手当の年間支給割合を0.15月引き下げる改正となります。

第6条第2項第2号の12月に支給する期末手当の支給率を100分の15引下げ、改正前の「100分の310」を「100分の295」に改正するものです。

下段の附則です。

第1条では、施行期日を公布の日から施行するものとし、第2条では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月期の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することを適用するものです。

続いて、議案書の4ページをお開きください。

議案第37号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

こちらも、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の2ページをお開きください。

新旧対照表です。

改正項目は手当の額等、改正内容は期末手当の年間支給割合を0.15月引き下げる改正となります。

第4条第4項第2号の12月に支給する期末手当の支給率を100分の15引下げ、改正前「100分の245」を「100分の230」に改正するものです。

下段の附則です。

第1条では、施行期日を公布の日から施行するものとし、第2条では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月期の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することを適用するものです。

続いて、議案書の6ページをお開きください。

議案第38号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

こちらにも、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の3ページをお開きください。

新旧対照表です。

改正項目はその他の給与、改正内容は期末手当の年間支給割合を0.15月引き下げる改正となります。

第3条第4項第2号の12月に支給する期末手当の支給率を100分の15引下げ、改正前「100分の245」を「100分の230」に改正するものです。

下段の附則です。

第1条では、施行期日を公布の日から施行するものとし、第2条では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月期の引下げに相当する額については、令和4年6月期の期末手当から減額することを適用するものです。

続いて、議案書の8ページをお開き願います。

議案第39号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

こちらにも、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の4ページをお開きください。

新旧対照表です。

改正項目は期末手当、改正内容は期末手当の年間支給割合を0.15月、再任用職員については、0.10月引き下げる改正となります。

現行の期末手当支給割合は、6月期「100分の127.5」、12月期も「100分の127.5」、合計100分の255となっています。

改正後は、6月期、12月期からそれぞれ100分の7.5引下げ「100分の120」とし、合計100分の240とするものです。

また、再任用職員の現行の期末手当支給割合は、6月期、12月期ともに100分の72.5、合計100分の145となっています。

改正後は、6月期、12月期からそれぞれ100分の5引下げ「100分の67.5」とし、合計100分の135とするものです。

下段の附則です。

第1条では、施行期日を公布の日から施行するものとし、第2条では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月期の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することを適用するものです。

第3条は、前条に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定めるものです。

続いて、議案書の10ページをお開き願います。

議案第40号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

こちらにも、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の6ページをお開きください。

新旧対照表です。

改正項目は期末手当、改正内容は期末手当の年間支給割合を0.15月引き下げる改正となります。

現行の期末手当支給割合は、6月期「100分の127.5」、12月期も「100分の127.5」、合計100分の255となっています。

改正後は、6月期、12月期からそれぞれ100分の7.5引下げ「100分の120」とし、合計100分の240とするものです。

下段の附則です。

この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、前段でも説明させていただきましたが、会計年度任用職員については、職の性質上、1会計年度での任用であることを踏まえ、令和3年12月期の引下げに相当する額を、令和4年6月の期末手当から減額することは行わないことといたします。

続いて、議案書の11ページをお開き願います。

議案第41号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

こちらにも、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の7ページをお開き願います。

新旧対照表です。

第2号会計年度任用職員の期末手当については、別海町職員の給与に関する条例の適用を受けますので、改正項目は、附則において、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用を除外することとなります。

前段の第1号会計年度任用職員と同様に、第2号会計年度任用職員においても、令和3年12月期の引下げに相当する額を、令和4年6月の期末手当から減額することは行わないことといたします。

下段の附則です。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第36号から議案第41号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第36号から議案第41号の6件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

今説明がございましたけども、全体では大きな数字になるかと思えます。

それぞれのぐらゐの減額、現時点で見込まれますか。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えします。

こちらにつきましては、昨年12月分、また令和4年度に引下げの合計額としてお答えいたします。

まず、特別職でございますが、合計で73万7,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、町議会議員におきましては、合計で128万4,000円となっております。

会計年度任用職員を除く正職員ですが、合計で4,258万6,000円の減額です。

会計年度任用職員は272万2,000円の減額となり、全ての合計では、4,732万

9,000円の減となります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 佐藤議員よろしいですか。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ありませんか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 額については今説明あったのでわかりましたが、影響を受ける職員の人数についても教えていただきたいと思います。

それが1点目ですが、2点目ですが、説明の中にもありましたけど、職員団体との協議について、妥結したっていうふうな結果なんだろうなというふうに思うんですが、そこら辺、説明を加えていただきたいと思います。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えします。

まず、影響を受ける人数でございますが、特別職につきましては3名、町議会議員におきましては16名、会計年度任用職員を除く正職員につきましては462名、会計年度任用職員につきましては199名、合計で680名となります。

2点目の職員団体との組合との合意の関係ですけれども、本町の給与改正につきましては、基本的な考え方として、国家公務員制度に準じて対応しておりますので、これまでと同様に人事院勧告準拠で行うことを説明し理解を得ております。

こちらにつきましては、本年5月の2日に行っております。

以上です。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

各議案の討論・採決を行います。

議案第36号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議案第37号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議案第38号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議案第39号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議案第41号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第35号

○議長(西原 浩君) 日程第10 議案第35号令和4年度別海町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

議案第35号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和4年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町一般会計補正予算(第1号)。

令和4年度別海町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,360万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億8,540万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金、1項で1億3,330万円の増。

19款繰入金、1項で5,510万円の減。

22款町債、1項で1億3,180万円の減。

歳入合計で5,360万円の減額です。

次に、歳出です。

1款議会費、1項で128万4,000円の減。

2款総務費、1項で914万円の減。

3款民生費、2項で2,002万円の減。

10款教育費、3項で1,272万円の増。

13款給与費、1項で3,587万6,000円の減。

歳出合計で5,360万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ192億8,540万円とするものです。

3ページにお進みください。

第2表、地方債補正で、7件の廃止です。

地方債の廃止については、いずれも沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練が実施予定と

なったことに伴い、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額が見込まれたため、事業の実施財源を地方債から調整交付金に組み替えることにより、廃止するものとなっています。

消防車両整備事業で限度額3,630万円、別海川上町北団地2丁目線改良舗装事業で1,970万円、別海南1条通線外1改良舗装事業で1,900万円、別海常盤町北団地1条南線改良舗装事業で610万円、市街地道路改良舗装事業で690万円、上西別地区幹線歩道整備事業で2,400万円、児童館改修事業で1,980万円を減額し、廃止とするものです。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額、13億6,870万円から1億3,180万円を減額し、補正後の限度額を12億3,690万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

7ページをお開きください。

2の歳入です。目の欄の補正額で説明いたします。

15款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金1億3,330万円の増は、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練が実施予定となったことに伴い、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額を見込むものです。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、5,510万円の減です。

財政調整基金の残高については、現在、令和3年度の決算処理中でありますので、見込額として申し上げますが、今回の財政調整基金繰入補正後の額、6億9,790万円を繰入れた場合の令和4年度末の予算上の残高は、4億8,800万円ほどになるものと見込んでおります。

8ページをお開きください。

22款町債、1項1目総務債1億1,200万円の減。

同じく、0目民生債1,980万円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額見込みに伴い、事業の実施財源を地方債から調整交付金に組み替えることにより減額するので、民生債は廃目となります。

9ページをお開きください。

次に、3の歳出です。こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

1款議会費、1項1目議会費128万4,000円の減は、令和3年度人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を引き下げることにより、減額するものです。

10ページをお開きください。

2款総務費、1項13目特定防衛施設周辺整備費914万円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の減額によるものですが、詳細につきましては、予算資料を用いて説明させていただきますので、併せてお配りしている予算資料の4ページ、一般会計事業費調をお開き願います。

予算資料4ページ、一般会計事業費調です。

上段の括弧書きが今回の補正額、下段は補正後の額となっていますが、上段の補正額の欄で申し上げます。

2段目、消防車両整備事業3,488万5,000円の減は、購入を予定していた水槽付ポンプ車について、その基礎となる車体の出荷時期が不透明となり、年度内での整備が困難となったため、先送りし、代わりに後年度に予定していた尾岱沼の消防団員搬送車及び別海地区の高規格救急自動車の各1台を入れ替えようとするものです。

3段目の別海川上町北団地2丁目線改良舗装事業から7段目の上西別地区幹線歩道整備事業については、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額見込みに伴い、財源を組み替えるもので、それぞれ国庫支出金は増額し、地方債及び一般財源は減額となるもので、事業内容に変更はありません。

8段目の福祉車両購入事業535万9,000円の増は、調整交付金の増額見込みに伴い事業を追加するもので、西春別デイサービスセンターで使用している車椅子乗降リフト付き送迎車について、経年劣化が著しいため、1台を入れ替えようとするものです。

9段目の西児童館改修事業2,038万6,000円の増は、当初、民生費で予算計上していた児童館改修事業について、調整交付金事業として財源を組み替えて実施しようとするものです。

以上、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業は、8事業合計で914万円の減額となります。

一般会計補正予算書に戻りまして、11ページをお開き願います。

3款民生費、2項6目児童館費2,002万円の減は、児童館改修事業を調整交付金事業として財源を組み替えて実施することに伴い、減額するものです。

12ページをお開きください。

10款教育費、3項1目学校管理費1,272万円の増は、野付中学校において、令和4年1月10日から11日にかけて発生した暴風雪により、引込みケーブルがショートし、電力供給ができない状況となり、コロナ禍の半導体不足などの影響でケーブルが入手できないことから、仮設の発電機を設置し、電力を確保している状況が続いておりますが、ようやくケーブルの受注生産の動きが回復したことから、設備復旧を進めたいとするもので、中学校設備整備事業494万1,000円は、設備復旧に向けて、高压引込みケーブルの改修工事費用や支障となる樹木の伐採業務委託料を計上し、各中学校経費777万9,000円については、仮設発電機のリース料や燃料費について、復旧が見込まれる12月までに必要となる費用を補正するものです。

13ページにお進みください。

13款給与費、1項1目給与費3,587万6,000円の減は、令和3年度人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を引き下げることに伴い、減額するものです。

続いて、15ページの補正予算給与費明細書をお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、特別職で、下段の比較の欄で説明いたします。

初めに、長等は、期末手当で73万7,000円の減、共済費で3万9,000円の減、合計77万6,000円の減。

議員は、期末手当で128万4,000円の減、合計128万4,000円の減とするものです。

比較の合計ですが、期末手当で202万1,000円の減、共済費で3万9,000円の減、全合計で206万円の減となるものです。

16ページをお開きください。

2の一般職、(1)総括で、こちらも比較の欄で説明いたします。

給与費のうち、職員手当は2,850万円の減、共済費は660万円の減、合計で3,510万円の減となるものです。

下の表、職員手当の内訳ですが、期末手当で2,850万円の減となっています。

17ページのア、会計年度任用職員以外の職員、18ページのイ、会計年度任用職員、続く19ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細、20ページから22ページまでの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

また、併せてお配りしている予算資料につきましても、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第35号一般会計補正予算(第1号)の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時01分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第42号

○議長(西原 浩君) 日程第11 議案第42号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○税務課長(竹中利哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 税務課長。

○税務課長(竹中利哉君) はい。

議案第42号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書12ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、令和4年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」に基づく改正です。

議案書では12ページから18ページまでとなります。

今回の条例改正の主な内容としましては、商業地等において税額が増加する土地について、評価額の5%相当分の増額となることを令和4年度に限り2.5%の増額となる措置を講じるほか、所得税において住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられること

に伴い、措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

また、納税証明書の交付などにおいて、DV被害者等の住所が含まれている場合には、住民基本台帳上の住所を削除するなどし、住所に代わる事項を記載するために必要な改正を行うものです。

議案本文の朗読については省略し、議案資料で説明いたします。

議案資料の8ページをお開きください。

議案資料8ページから30ページまでが新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正箇所は下線で示しております。

次に、33ページをお開きください。

改正内容につきましては、改正条例制定説明資料により説明いたします。

なお、本改正条例におきましては、2条立てとして、第1条において、改正の基本となります条項等の改正を規定し、第2条において、令和3年の改正条例により規定した個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正を、今回公布された法律に基づく形に改めるものです。

それでは 主な改正内容に沿って説明いたします。

表につきましては、左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、適用法令となっております。

初めに、1、第1条関係の改正内容です。

第1条の改正は、改正番号1番から20番までとなっております。

1番目は、納税証明書の交付手数料について規定する条例第18条の4の改正です。

納税証明書を交付する際に、DV被害者等の住所が明らかになるような場合には、当該被害者の住所に代わるものを記載し、交付しなければならないとするものです。

1番目の改正規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

2番目は、所得割の課税標準について規定する条例第32条第4項及び第6項の改正です。

この改正は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式につきましては、現行制度では所得税と個人住民税において、異なる課税方式の選択が可能となっているため、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を、所得税と一致させる措置を講じるものです。

2番の改正規定は、令和6年1月1日から施行するものです。

3番目は、寄附金税額控除について規定する条例第33条の7第1項第1号オの改正です。

こちらは、経過措置終了に伴い削除するものです。

3番目の改正規定は、令和4年4月1日から適用するものです。

4番目は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について規定する条例第34条の2第1項及び第2項の改正です。

この改正は、2番目の改正内容と同様、上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と一致させる措置を講じるものです。

5番目は、33ページ下段から34ページ上段にかけまして、町民税の申告について規定する条例第36条の2第1項及び第2項の改正です。

この改正は、第1項は法改正に基づく文言の整理、第2項は引用条項の項ずれに伴う改

正です。

6番目は、同じく町民税の申告について規定する条例第36条の3第2項及び第3項の改正です。

この改正は、法改正に基づく文言の整理です。

4番から6番の改正規定は、いずれも令和6年1月1日から施行するものです。

7番目は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について規定する条例第36条の3の2第1項の改正です。

この改正は、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものです。

8番目は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定する条例第36条の3の3第1項の改正です。

この改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び退職手当等を有する16歳を超える扶養親族を有する者の提出義務を追加するとともに、記載事項に配偶者の氏名を追加するものです。

7番、8番の改正規定は、いずれも令和5年1月1日から施行するものです。

9番目は、法人の町民税の申告納付について規定する条例第49条第9項及び第15項の改正で、引用条項の項ずれに伴う改正です。

9番の改正規定は、令和4年4月1日から適用するものです。

10番目は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料について規定する条例第75条の2の改正です。

この改正は、①として、固定資産課税台帳に記載されている事項を閲覧することにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、一定の措置を講じた上で、閲覧に供することができることが明確化され、②として、固定資産課税台帳に記載されている事項を閲覧に供する際には、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならないとするものです。

11番目は、34ページ下段から35ページにわたりますが、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について規定する条例第75条の3の改正です。

この改正は、先ほど10番目の改正の際に説明いたしました固定資産課税台帳に記載されている事項の取扱いについて、証明書の交付についても同様の取扱いとするものです。

なお、10番、11番のうち、①の改正規定は、令和4年4月1日から適用、②の改正規定は、令和6年4月1日から施行するものです。

12番目は、35ページ中ほどから36ページ上段にわたりますが、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について規定する条例附則第7条の3の2の改正です。

この改正は、所得税において、住宅ローン控除の特例の適用期限を令和7年12月31日まで4年延長するなどの措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講じるものです。

12番の改正規定は、令和5年1月1日から施行するものです。

13番目は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定する条例附則第10条の2の改正です。

特定の用途に供する固定資産に係る課税標準の特例割合は、法附則第15条第2項第1号等により、市町村の条例で定めることとされています。

第10条の2第2項の改正は、下水道使用者が下水道法に基づき設置を義務付けられている下水道除外施設における課税標準の特例割合を法律改正にあわせて、4分の3を5分の4に改正するものです。

第15項の追加は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川の氾濫などにより浸入した水を一時的に貯留する機能をもつ土地を、都道府県知事が貯留機能保全区域として指定できることになりまして、その受益は、広く地域に及ぶことを踏まえ、その土地にかかる固定資産税について、課税標準価格を一定期間減額する規定が新たに設けられたために行うもので、これに伴い現行条例の第15項及び第16項を1項ずつ繰り下げるものです。

14番目は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する条例附則第10条の3第8項及び第10項の改正です。

この改正は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例措置の対象となる住宅を、平成20年1月1日以前から所在する住宅、この条件から、平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充し、より良質な省エネ改修を支援する観点から、工事費要件を50万円超から60万円超に引き上げるものであります。

15番目は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定する条例附則第12条第1項の改正です。

この改正は、固定資産税の負担調整措置において、商業地等において税額が増加する土地について、本来、評価額の5%相当分の増額となるところを、令和4年度に限り評価額の2.5%分の増額とする特別な措置を講じるものです。

なお、13番目から15番目までの改正規定は、いずれも令和4年4月1日から適用するものです。

16番目は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について規定するものです。

こちらは、条例附則第16条の3第2項の改正です。

この改正は、2番目で説明いたしました、上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と一致させる措置を講じることによりまして、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件も所得税と一致するように規定の整備を行うものであります。

16番の改正規定は、令和6年1月1日から施行するものです。

17番目は、36ページ下段から37ページにわたりますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定する条例附則第17条の2第3項の改正です。

この改正は、引用条項の削除による規定の整備です。

17番の改正規定は、令和5年1月1日から施行するものです。

18番目は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について規定する条例附則第20条の2第4項、及び19番の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について規定する条例附則第20条の3第4項及び第6項の改正につきましては、課税方式を所得税と一致させる措置を講じるものです。

なお、18番、19番の改正規定は、令和6年1月1日から施行するものです。

20番目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について規定する条例附則第24条第1項及び第2項の改正です。

この改正は、12番の改正で住宅借入金等特別税額控除の期間が延長されたことに伴い

まして、この条で規定する控除期間が12番の改正に含まれたことに伴い削除するものがあります。

なお、20番の改正規定は、令和5年1月1日から施行するものです。

次に、37ページ下段、2番目の第2条関係です。

改正の1番目は、令和3年条例第12号の改正です。

こちらにつきましては、法律改正による規定の整備に伴う文言の整理となります。

なお、本改正規定は、令和5年1月1日から施行するものです。

議案資料30ページにお戻りください。

30ページ中段、附則となります。

附則として、第1条は施行期日です。

条文は、31ページ上段にわたります。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

なお、ただし書き規定として、前段の説明におきまして、各条項の改正ごとに施行年月日を申し上げましたが、その内容について、第1号から第3号まで規定するものであります。

31ページ、中ほどになります。

附則第2条は、納税証明書に関する経過措置で、改正後の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる証明書の交付について適用するものであります。

附則第3条は、町民税に関する経過措置です。

第1項及び第2項は、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての経過措置で、新しい条例、新条例の施行日以後に支払を受けるべき給与及び公的年金等について提出する申告書について適用し、1号施行日前、令和5年1月1日前に支払を受けるべき給与及び公的年金等について提出した申告書については、なお従前の例によるものです。

第3項は、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分について適用し、令和5年度分までにつきましては、なお従前の例によるものです。

32ページにお進みください。

附則第4条は、固定資産税に関する経過措置です。

別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分について適用し、令和3年度分までについては、なお従前の例によるものです。

第2項は、条例附則第10条の2に定める、固定資産税等の課税標準の特例にかかる経過措置です。令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

第3項は、改正後の別海町町税条例第75条の2の適用時期について規定するものです。

第4項は、改正後の別海町町税条例第75条の3の適用時期について規定するものであります。

以上で、議案第42号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 承認第1号

○議長(西原 浩君) 日程第12 承認第1号専決処分した事件の承認について、一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

承認第1号の内容説明をいたします。

議案の19ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

本専決処分につきましては、令和4年3月19日から20日にかけて悪天候が予想され、除雪費に不足が見込まれたため、3月17日付で予算の補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

令和3年度別海町一般会計補正予算(第10号)について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和4年3月17日。

別海町長、曾根興三。

内容につきましては、別冊にて、御説明いたします。

承認第1号、別冊令和3年度別海町一般会計補正予算書(補正第10号)の1ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計補正予算(第10号)。

令和3年度別海町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億5,450万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

19款繰入金、1項で2,100万円の増。

歳入合計で2,100万円の追加です。

次に、歳出です。

8款土木費、2項で2,100万円の増。

歳出合計で2,100万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ236億5,450万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金2,100万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰入れを行うものです。

7ページをお開きください。

次に、3の歳出です。

こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

8款土木費、2項2目道路維持費2,100万円の増は、令和4年3月19日から20日にかけて悪天候が予想され、除雪費に不足が見込まれたため、除雪業務委託料を追加したものです。

以上が、専決処分をした一般会計補正予算（第10号）の内容となります。

承認第1号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 承認第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第13 報告第2号から日程第14 報告第3号

○議長（西原 浩君） 日程第13 報告第2号専決処分の報告について、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事、日程第14 報告第3号専決処分の報告について、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟）の2件については、工事請負契約の

変更に伴う専決処分の報告ですので、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第2号及び第3号の2件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の20ページをお開きください。

報告第2号及び第3号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

各報告について、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

初めに、報告第2号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月19日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和4年3月11日議案第29号により議決を経て締結した、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億560万円（内消費税及び地方消費税額960万円）」を「1億655万7,000円（内消費税及び地方消費税額968万7,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、令和4年3月から適用された公共工事設計労務単価の上昇に伴い、旧労務単価で積算された本契約につきましては、国及び北海道と同様に、増額変更の協議が請求できる特例措置を設けており、それに基づき、受注者から請負代金額の変更協議の請求があり、新労務単価による積算を行ったことにより、95万7,000円の増額となったものです。

21ページにお進みください。

報告第3号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月19日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和4年3月11日議案第30号により議決を経て締結した、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟）請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「8,239万円（内消費税及び地方消費税額749万円）」を「8,361万1,000円（内消費税及び地方消費税額760万1,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、報告第2号と同様、労務単価の変更に伴う再積算によるもので、122万1,000円の増額となったものです。

以上で、報告第2号及び第3号の内容説明を終わります。

◎日程第15 報告第4号

○議長（西原 浩君） 日程第15 報告第4号専決処分の報告について、和解及び損害賠償を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○税務課長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（竹中利哉君） はい。

報告第4号専決処分の報告についての内容を説明いたします。

議案書の22ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

それでは、23ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月14日。

別海町長、曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。

令和4年2月7日、別海町西春別駅前栄町28番地別海町役場西春別支所駐車場内において、町職員が運転する別海町所有の公用車と隣接車両が接触し、公用車及び相手車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおりに和解を成立させ損害賠償額を決定する。

第1項、当事者、甲、別海町個人、乙、別海町長、曾根興三。

第2項、和解条件。

第1号、甲は、本件事故により、車両損害料で金6万7,229円（修理費3万1,229円、代車料3万6,000円）の損害を被った。

第2号、乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金6万7,229円を支払う。

第3号、以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認する。

なお、今回の損害額については、町が加入しております自動車任意保険会社により、全額保険金の支払いを受けておりますので、併せて報告いたします。

また、車両の運転については、今後、職場全体で一層の安全運転徹底を図り、事故防止に努めてまいります。

以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時38分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 本臨時会に提案いたしました案件、また、報告いたしました全ての議案につきまして、御審議をいただき御決定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、臨時会冒頭でも町立別海病院の状況について御報告いたしましたけども、閉会に当たりまして、若干申し上げさせていただきます。

昨年末には、終息に向かうことを期待されていた新型コロナウイルス感染症ですけれども、オミクロン株への置き換わりが進んでおりまして、今年に入って感染拡大のスピードが急激に加速しており、本町においても、年明け以降5月14日までの北海道の公表によりますと、累計感染者数は388人に及んでおります。

町としても、ここを正念場として、しっかり感染防止を進めていかなきゃならんというふうには考えておりますけれども、町民の皆さんに萎縮することなく、ただ、行動する際、感染しないように、また、感染させないように、そういう配慮をしっかりと保っていただいで行動していただくことを願う次第でございます。

さて、今後の予定ですけども、6月の第2回定例会でございますが、これは6月の20日頃に開催を予定しておりますので、定例会開催前に、ただ、定例会の前に、臨時会を招集させていただきたいと考えております。

案件につきましては、北海道公設光ファイバ整備事業推進協議会、これの高速無線環境整備工事請負契約、これは全道の公設で設置する工事をうちの町が代表として、契約をしているんですけども、この工事請負契約の一部に変更が予定されることになりました。

これは、推進協議会を構成しております一部の自治体におきまして、工事契約請負の内容について変更が生じる旨の報告がありましたので、それを受けて、うちの議会において、議決いただければならないこととなりますので、その1件で臨時会を開催しなきゃならないという今のところ可能性が高まっております。

日程等の詳細につきましては、今月中にもその事業費の確定が見込まれておりますので、確定後速やかに議決決定して、その当該自治体に送らなければならないということで、議会の皆さんにも、日程がわかり次第、御案内を差し上げていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、夏に向かいます、今後何かとお忙しい時期にはなると思いますが、日程調整をいただき、御参集願いますよう、よろしく願いをいたします。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、終わります。

皆様、大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員